

令和6年度監査実施計画

太田市監査基準第7条の規定に基づく令和6年度監査の実施計画を次のとおり定める。

1 監査事項

太田市監査基準に基づき監査等を実施する。

2 監査等の種類

(1) 財務監査（定期監査・随時監査）

(2) 行政監査

(3) 財政援助団体等監査

(4) 決算審査

(5) 例月出納検査

(6) 基金運用審査

(7) 健全化判断比率等審査

(8) その他法令の規定による監査

（議会の請求監査、長の要求監査、直接請求監査、住民監査請求、職員の賠償責任に関する監査）

3 監査等の時期及び対象部署

監査等の時期・対象部署については、別表のとおりとする。行政監査、財政援助団体等監査については、監査委員が必要があると認める時に実施する。また、その他法令の規定による監査については、要求・請求があったときに実施する。

4 監査等の実施体制

監査等の実施にあたっては、事前に資料及び関係書類・帳簿の提出を求め予備監査を行う。本監査当日は関係職員の出席を求め監査する。

5 監査等の結果報告

監査等の実施後は、監査結果報告書等を作成し、速やかに市長及び市議会並びに関係機関に報告する。

別表

令和6年度 監査等の時期・対象部署

| 時期 | 対象年度 | 区分 | 対 象 部 署 |
|--------------------|---|--------------------------------|---|
| 4月 | 令和5年度会計分 | 定期監査等は5月から実施する。 | |
| 5/17 | | 定期監査 | 消防本部 消防総務課 予防課 警防課 救急課 通信指令課 中央消防署 東部消防署 西部消防署 大泉消防署 ・ <u>消防本部にて実施</u> |
| 6/11 | | 定期監査 | 産業環境部 産業政策課 観光交流課 環境対策課 脱炭素推進室 清掃事業課 |
| | | | 教育部 教育総務課 学校施設管理課 文化財課 生涯学習課 学校教育課 市立太田高校 |
| 7/4 5 8 9 | | 決算審査等 | 一般会計・各特別会計決算審査及び基金運用審査、 下水道事業等会計決算審査、健全化判断比率等審査 |
| 10/17 | 令和6年度会計分 | 定期監査 (学校監査) | 小中学校、義務教育学校 (対象学校数：小学校11校、中学校7校、義務教育学校1校 計19校) ・ <u>現地監査対象校にて実施</u> |
| 11/12 | | 定期監査 | 総務部 総務課 財政課 管財課 契約検査課 危機管理室 市民税課 資産税課 収納課 |
| | | | 選挙管理委員会事務局 公平委員会事務局 固定資産評価審査委員会事務局 |
| 12/12 | | 定期監査 | 健康医療部 健康づくり課 国民健康保険課 医療年金課 介護サービス課 |
| | | | 秘書室 |
| | | | 企画部 企画政策課 おおたPR戦略課 行革推進課 人事課 コンプライアンス推進室 国際課 情報管理課 広報課 |
| | | | 福祉子ども部 社会支援課 障がい福祉課 長寿あんしん課 子ども課 子育てそうだん課 児童施設課 社会福祉法人監査室 |
| 1/15 | | 定期監査 | 会計課 |
| | | | 都市政策部 都市計画課 建築指導課 市街地整備課 まちづくり推進課 道路整備課 道路保全課 建築住宅課 下水道課 |
| 2/13 | | 定期監査 | 行政事業部 事業管理課 花と緑の課 用地企画課 |
| | 地域振興部 地域総務課 太田地区振興課 九合地区振興課 沢野地区振興課 葦川地区振興課 鳥之郷地区振興課 強戸地区振興課 休泊地区振興課 宝泉地区振興課 毛里田地区振興課 尾島地区振興課 木崎地区振興課 生品地区振興課 綿打地区振興課 藪塚地区振興課 | | |
| | 文化スポーツ部 文化スポーツ総務課 文化課 学習文化課 西複合施設 美術館・図書館 芸術学校担当 スポーツ振興課 スポーツ学校担当 スポーツ施設管理課 | | |
| 3/14 | 定期監査 | 議会事務局 議会総務課 | |
| | | 市民生活部 市民そうだん課 市民課 交通対策課 | |
| | | 農政部 農業政策課 農村整備課 | |
| 9月～ 10月 | | 財政援助団体等監査 | |
| 11月 | | 定期監査(工事監査)：建築又は土木関係工事監査 | |
| 毎月 25日 | | 例月出納検査 | |

※定期監査・決算審査等は、原則として本庁内11階の監査委員室にて実施する。

※例月出納検査については、やむを得ない事由があるときは期日を変更する。